

つまづきやすいポイント (5/11更新)

現象	対処法
ホームページから「申請する」ボタンを押しても、申請仮登録の画面が表示されない	混雑しているか、メンテナンス中。 時間をおいて再度申請する。
仮登録のメールが届かない。	申請したメールアドレスが間違っている。スマホの場合、「jizokuka-kyufu.jp」からのメール着信を拒否している。
正しいログインIDとパスワードを入れてもエラーとなりログインできない。	混雑している時に、エラーとなる場合がある。時間をおいて再度トライする。何度やってもだめな場合は、仮申請からやり直してみる。
	すでに登録済みのIDが存在する場合、8文字以上の英数で設定してくださいといった旨のメッセージが表示される。→別IDを登録する。
	IDのパスワードを記憶させているような場合、すぐにログインボタンをクリックしてしまうとエラーになる。 一呼吸おいてからログインする。
日付入力の部分がエラーとなる。	日付は、2020/05/03のように、YYYY/MM/DDの形式で半角で入力する。特に、「/」スラッシュを忘れている場合が多い。
給付金の対象となっている（50%現象あり）のに、給付予定額が0と表示され「対象外」になってしまう。	対象月の月間事業収入（B）と、売上減少の対象月の前年度売上額とを逆に入力してしまっている。
書類の添付	書類のアップロードは、1枚ずつになっている。
通帳や、確定申告書の写しなどの添付情報を、スマホで撮影して添付しようとするが、添付できない。	スマホで撮った写真のファイル形式が、jpgではなく、heicとなっている。 ※新しいスマホでは、heic形式で保存されている場合がある。この場合は、スマホアプリで、heic変換などで検索して、heic→jpgに写真を変換してから添付する。アプリは自己責任で利用のこと。
確定申告書別表1に受領印がない。	①確定申告書別表1の上部に、電子申告の日時と受付番号が印字されていれば、受領があるのと同等なので、その写しを添付する。

②税理士に申告を依頼した場合

→税理士に連絡し、申告内容の受信通知を入手し添付する。もしくは、税理士による押印および署名がなされた月ごとの事業収入を証明する書類（様式自由）を入手し添付する。

③自分でe-Taxで電子申請した。

E-Taxの通知履歴から、受信通知を印刷し添付する。

④税務署に、申告書等閲覧申請書を提出し、確定申告書を閲覧し、デジカメやスマホで写真撮影したものを添付する。

※申請書の提出が必用なので、印鑑や本人確認の書類を持参すること。代理人申請もできるが、印鑑登録証明書等の提示が必要となるため、ハードルが高い。代表者本人が閲覧に行ったほうが早い。

⑤個人事業主の場合は、受領印の代わりとして、納税証明書（その2）の提出でもOKだが、④の方が早い。